

令和7年度利用者負担金（1号認定）

※つくし幼稚園、睦の園幼稚園1号認定、カトリック幼稚園1号認定の児童

階層	区分	1号	
		標準	短時間
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
2	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0	0
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	母子世帯等	0
		その他	0
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	0	0
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0	0

保育料の切り替え時期について

市町村民税所得割課税額の決定時期により、毎年4月と9月に保育料の切り替えを行います。



※4月から8月に新規入所された方は、年に2回（4月、9月）保育料の決定があります。

- 令和6年1月1日現在に根室市に住居登録がある方は、税書類の提出は必要ありません。
- 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに転入された方
⇒ 令和6年度 市町村民税所得割課税額がわかる書類を提出してください。
- 令和7年1月2日以降に根室市に転入された方
⇒ 令和7年度 市町村民税所得割課税額がわかる書類を提出してください。
(令和7年6月以降に、令和7年1月1日現在に住居登録のあった市区町村へお問合せ下さい。)

※ただし、マイナンバー（個人番号）の記載により省略することが可能です。

3号認定の第3子目以降のお子さんの保育料・3号認定及び満3歳の2号認定の世帯年収640万円未満相当の第2子目のお子さんの保育料が無料となります。

3号認定の第3子目以降のお子さんについては、次のとおり申請用紙を提出していただければ、保育料が無料となりますので、ご確認ください。世帯年収640万円未満相当の第2子目のおさんは手続きは不要です。

- ① 22歳未満のお子さんが3人以上いること。（ただし、全員が入所・在学等していることに限る。）
(年度の途中で22歳に達してから最初の3月31日までの間にあるおさんは含まれます。)
- ② 世帯員全員の住居登録が根室市にあること。（保護者の単身赴任など、特別な事由がある場合は除きます。)
- ③ 所得税又は市町村民税の申告をしていること。
- ④ 保育料に滞納がないこと。

上記すべてに該当する方は、「第3子以降保育料無料化申請書」を根室市こども子育て課こども子育て担当又は入所（園）された保育所・認定こども園へ提出してください。

国の幼児教育・保育無償化で保育所（園）・認定こども園【保育利用】に通う国が副食費を免除対象としないお子さん、幼稚園・認定こども園【教育利用】に通う国が副食費を免除対象としない第3子目以降のお子さんの副食費について、市が独自に支援しています。※手続きは不要です。

＜お問合せ先＞

〒087-8711
根室市常盤町2丁目27番地
根室市健康福祉部こども子育て課こども子育て担当

令和7年度利用者負担金（2号認定・3号認定）

※保育所または、睦の園幼稚園2・3号認定、カトリック幼稚園2号認定の児童

階層	区分	3号 3歳未満		2号 3歳以上				
		標準	短時間	標準	短時間	厚床・落石 標準		
						厚床・落石 標準	厚床・落石 短時間	
A	生活保護法により被保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税 非課税世帯	母子世帯等	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
C1	市町村民税 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	母子世帯等	3,900 (0)	3,800 (0)	0	0	0	0
		その他	8,500 (0)	8,400 (0)	0	0	0	0
C2	市町村民税 所得割の額 48,600円未満	母子世帯等	4,500 (0)	4,400 (0)	0	0	0	0
		その他	9,700 (0)	9,600 (0)	0	0	0	0
D1	48,600円 以上 60,700円 未満	母子世帯等	4,500 (0)	4,400 (0)	0	0	0	0
		その他	11,000 (0)	10,800 (0)	0	0	0	0
D2	60,700円 以上 61,600円 未満	母子世帯等	4,500 (0)	4,400 (0)	0	0	0	0
		その他	12,000 (0)	11,800 (0)	0	0	0	0
D3	61,600円 以上 72,800円 未満	母子世帯等	4,500 (0)	4,400 (0)	0	0	0	0
		その他	13,000 (0)	12,800 (0)	0	0	0	0
D4	72,800円 以上 77,101円 未満 72,800円 以上 84,900円 未満	母子世帯等	4,500 (0)	4,400 (0)	0	0	0	0
		その他	14,000 (0)	13,800 (0)	0	0	0	0
D5	84,900 以上 97,000 未満	15,000 (0)	14,800 (0)	0	0	0	0	
D6	97,000 以上 110,600 未満	16,500 (0)	16,300 (0)	0	0	0	0	
D7	110,600 以上 121,000 未満	18,200 (0)	18,000 (0)	0	0	0	0	
D8	121,000 以上 145,000 未満	20,000 (0)	19,700 (0)	0	0	0	0	
D9	145,000 以上 169,000 未満	22,200 (0)	21,900 (0)	0	0	0	0	
D10	169,000 以上 177,600 未満	25,000 (12,500)	24,600 (12,300)	0	0	0	0	
D11	177,600 以上 235,000 未満	27,700 (13,800)	27,300 (13,600)	0	0	0	0	
D12	235,000 以上 301,000 未満	30,500 (15,200)	30,000 (15,000)	0	0	0	0	
D13	301,000 以上 349,000 未満	34,000 (17,000)	33,500 (16,700)	0	0	0	0	
D14	349,000 以上 397,000 未満	37,500 (18,700)	36,900 (18,400)	0	0	0	0	
D15	397,000 以上	41,000 (20,500)	40,300 (20,100)	0	0	0	0	

【備考】3号認定・満3歳の2号認定のお子さんは・・・

B～D9に該当する世帯において、保護者と生計を同一にするきょうだいを最年長から順に1人目、2人目と数え、2人目以降のお子さんが3号に該当する場合、保育料は（ ）内の金額、また、同じくB～D9に該当する世帯において、2号で満3歳により途中入園する場合、2人目以降のお子さんの保育料は満3歳の年度いっぱい無料となります。

D10～D15に該当する世帯において、同一世帯から2人以上のお子さんが幼稚園や保育所等を利用する場合、最年長のお子さんから順に2人目は（ ）内の金額、3人目以降については無料となります。

※満3歳で保育利用により途中入園する場合は、3号認定の保育料が適用されます。